

Q1 日系の中国現地法人が中国企業から訴えられるケースもあると聞きました。中国の民事裁判制度について教えてください。

1. 中国の裁判所

中国では裁判所のことを人民法院といい、最高人民法院、高级人民法院（省級に対応）、中級人民法院（地区級に対応）、基層人民法院（県級に対応）の4つの級の裁判所があります。なお、これらの階層とは別に、専門法院として、軍事法院、海事法院、鉄道運送法院が最高人民法院の下にあります。

2. 二審制

中国の民事訴訟制度は二審制を採用しており、例えば、中級人民法院が第一審の管轄裁判所であった場合に、その判決に不服がある場合は高级人民法院に上訴することができますが、第二審の判決に対しては上訴を行うことができません。ただし、第二審の判決が出た後でも、当該判決に誤りがある場合は、一定の再審事由に該当すれば、一級上の人民法院に再審請求をすることができます。

3. 管轄

第一審の裁判がどの裁判所に係属するかは、どの級の人民法院か（級別管轄）、その級のどの人民法院で審理が行われるか（地域管轄）、という二つの側面から決まります。級別管轄は、事件の大きさによって決まり、その基準は地方により異なります。地域管轄は、原則として被告の住所地の裁判所とされていますが、不法行為に基づく請求の場合はその不法行為地または被告の住所地の人民法院に訴えることも可能であるなどの例外があります。

Q2 中国で裁判になった場合、特に注意すべきことはありますか？

1. 中国の裁判官

中国では裁判官を法官といいます。中国の裁判官は法学教育を受けていない場合もあり、裁判官としての質が問題とされることがありますが、現在は裁判官になるためには後述する全国統一司法試験に合格することが条件とされ、その質は向上しているといわれています。なお、日本の裁判官は転勤がありますが、中国の裁判官は地方ごとに採用され基本的に転勤がないため、後述する地方保護主義の一因となっています。また、日本の裁判官は一人一人が独立しており裁判に際して独自に判断しますが、中国では裁判官ではなく人民法院が独立して裁判を行い、行政機関、社会团体等から干渉を受けないとされています。

2. 地方保護主義

中国における民事裁判制度の問題点の一つとして、地方保護主義が挙げられます。地方保護主義とは、訴訟当事者の一方が、裁判が行われる人民法院のある場所の地元企業であったり、その地方において有力なコネクションをもっている場合に、その当事者に有利な判決が下されたり、そもそも提訴を受理してもらえないこと等を意味します。従いまして、日本企業が中国

企業を訴える場合で、管轄裁判所に選択の余地がある場合は、地方保護主義の影響を避けるために、相手方の所在地にある人民法院は避け、北京や上海等の大都市の人民法院を選択するほうがよいでしょう。

3. 律師

中国では、弁護士のことを「律師」といいます。民事訴訟法上、外国企業が人民法院に訴訟を提起または応訴する場合において弁護士に訴訟代理を委任する場合には、律師に委任しなければならないとされています。

現在、律師になるためには、1986年から開始された全国律師資格試験に代わって2002年から開始された全国统一司法試験の合格が必要です。なお、全国统一司法試験の合格は、律師だけではなく裁判官または検察官になる場合にも必要とされています。

日本語のできる律師も多いですが、日本における滞在年数等によりほとんどネイティブ並みに日本語能力のある人から日本語がある程度できる人まで、個人差がありますので、注意が必要です。また、日本語ができるといっても、日本企業のニーズまで十分理解できるとは限りませんので、日本の弁護士を間に入れて律師と共同して訴訟に対応してもらうことがベストであるといえるでしょう。

Q3 中国企業に対し中国で訴えを提起して裁判に勝ったとしても、強制執行ができないとききました。どういうことなのでしょう？

中国における裁判で勝訴判決を得て、判決を執行しようとしても、債務者に財産がない、あるいは財産の名義を変える等の隠匿行為により、現実には判決を執行することが困難であるという現象があり、一般にこの問題は「執行難」と呼ばれています。上記のような債務者側の事情による場合のほか、地方保護主義の一例として人民法院が強制執行に迅速に対応してくれないというケースもあるようです。「執行難」に対しては、財産保全制度を利用する、勝訴判決受領後は直ちに執行を申し立てる等の対策が必要です。

なお、「執行難」とは別の話になりますが、中国企業に対して日本で裁判をして勝訴判決を得たとしても、日本の判決は中国ではそもそも執行することができないため、債務者が中国に財産を有していたとしても当該財産に対して執行することはできません。

<当事務所の連絡先>
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付12階）
Tel: 03-5501-2111 Fax: 03-5501-2211
E-Mail: info@aplaw.jp
<http://www.aplaw.jp/>